

## 転入・転出について（障害児通所支援）

### 【流山市へ転入されるご予約の方】

今お住いの自治体でご利用の障害児通所支援サービス等を流山市へ転入後も引き続き利用したい方は、転入後、新規申請と同様に改めてサービス利用の申請をする必要があります。

前自治体で発行された通所受給者証は、有効期限内であっても使えなくなることがありますのでご注意ください。

### 下記の書類があると、説明や手続きがスムーズになります

- 1 前自治体で申請の際に市役所へ提出した計画書の写し
- 2 前自治体で発行された受給者証の写し
- 3 サービス対象の根拠となった書類(障害者手帳等を所持していない方)

※希望される方は、流山市から前自治体へ上記書類を取り寄せることができます。

その場合、受給者証の発行までに通常の発行時間に加えて1か月以上かかりますのでご注意ください。

また、前自治体から提出された資料の内容にかかわらず、改めて医師意見書や発達検査の結果等の根拠資料の取得、提出を求めることがありますので、予めご了承ください。

### 【流山市から市外へ転入されるご予約の方】

流山市の通所受給者証は転出日をもって使えなくなるため、転出後も引き続きサービスの利用を希望する場合は、転出先自治体の窓口で手続きをする必要があります。

手続きについては、自治体ごとに異なる部分もあるため、詳しくは転出先自治体の窓口へご相談ください。

お問い合わせ先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市役所 障害者支援課 障害者給付係

電話 04-7150-6081

FAX 04-7158-2727